

定率減税が廃止され、源泉徴収税率の見直しも行われます

平成18年度の税制改正により、平成19年1月から次の2点が改正されますので、お知らせします。

1 定率減税の廃止

平成18年においては、定率減税の控除額が所得税額の20%相当額から10%相当額に変更されましたが、更に、平成19年からは定率減税が廃止されます。

2 源泉徴収税率の変更

国から地方へ税源を移譲する、いわゆる三位一体の改革を実施するため、国の税金である所得税の源泉徴収税率が、平成19年からは5%に引き下げられます。(平成18年までは10%)

※ 所得税の源泉徴収税率が下がった分、6月頃に市区町村から通知がある住民税額は増えますが、所得税と住民税を合わせた負担額は、これまでと変わりません(ただし、定率減税の廃止などによる影響があります。)。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

これらの改正により、公的年金等を支給するときに源泉徴収する税金の額の計算方法が下記のとおり変更されます。よって、税金の申告内容に変更が無くても2月送金分から税金の額が変わることがありますので、留意してください。

(1) 扶養親族等申告書を提出された人

① 源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額 = (公的年金等の支給額 - 控除額(②)) × 5% (改正前は10%)
(1円未満の端数切捨て)

② 控除額の計算

控除額 = (基礎的控除額(A) + 人的控除額(B)) × 月数
(月数 = 「その支給金額の計算の基礎となった期間の月数」)

(注) 65歳以上の本来支給の退職共済年金の控除額は、上記の算式で求めた金額から一定の金額を減額した金額(47,500円 × 月数)になります。

(A) 基礎的控除額

受給者区分	控除額
65歳未満	公的年金等の支給金額の月割額 × 25% + 6万5千円 (計算した金額が9万円未満の場合には9万円)
65歳以上	公的年金等の支給金額の月割額 × 25% + 6万5千円 (計算した金額が13万5千円未満の場合には13万5千円)

(B) 人的控除額

イ～ニ欄により求めた金額の合計です。

区分	内容	控除額	
本人に関するもの	イ 障害者に当たる場合	一般の障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
控除対象配偶者及び扶養親族に関するもの	ロ 控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者	40,000円
	ハ 扶養親族がいる場合	一般の扶養親族1人につき	32,500円
		老人扶養親族1人につき	40,000円
		特定扶養親族1人につき	52,500円
	ニ ロ及びハの人が障害者に当たる場合	一般の障害者1人につき	22,500円
特別障害者1人につき		35,000円	

(2) 扶養親族等申告書を提出されない人

① 源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額 = (公的年金等の支給額 - 控除額) × 10% (1円未満の端数切捨て)

② 控除額の計算

控除額 = 公的年金等の支給額 × 25%